

【令和5年度・第2弾】 宮城県運送事業者原油高騰緊急支援補助金

申請の手引き

燃料費高騰により、厳しい経営状況に置かれている県内貨物運送事業者を支援することにより、県内物流機能を維持することを目的に県内に事業所を有する中小規模貨物運送事業者に対し、貨物車両の保有台数に応じた燃料費を助成します。

申請受付期間

※受付期間が大変短いので、お早めにご準備願います。

令和5年12月25日(月) から 令和6年1月25日(木) まで ※期間中の消印有効

申請対象

宮城県内に事業所を有する一般貨物運送事業者・特定貨物運送事業者・貨物軽自動車運送事業者であって、運輸業を主たる事業とする中小規模貨物運送事業者（みなし大企業を除く）。

第2弾では、令和5年7月1日から令和5年9月30日までの間、運送事業のために使用している車両を対象とします。

第1弾で交付を受けている方も、第2弾の交付要件を満たしていれば、申請できます。

補助金の不正受給は犯罪です。発覚した場合には法令等に基づき、補助金全額の返還のほか、加算金の請求、懲役もしくは罰金に処せられる可能性があります。

お問合せ

事務局名：宮城県運送事業者原油高騰緊急支援補助金事務局

住所：〒980-8520 宮城県仙台市青葉区一番町3-7-23

明治安田生命仙台一番町ビル2階

電話番号：022-302-7620（平日9：30～17：30 年末年始12/30～1/3は休業）



目次

| | |
|----------------|------|
| ■ 申請にあたっての注意事項 | P.02 |
| ■ 補助金の概要 | |
| 【趣旨】 | P.03 |
| 【補助対象事業者】 | P.03 |
| 【補助対象車両】 | P.03 |
| 【補助単価】 | P.03 |
| 【スケジュール】 | P.04 |
| 【補助申請書類】 | P.04 |
| ■ 交付の流れ | P.05 |
| ■ よくある質問 | P.06 |

申請にあたっての注意事項

本補助金に係る注意事項を以下のとおりご案内いたしますので、必ずご確認のうえ、ご理解いただいたうえでの申請をお願いいたします。

- 1. この「【令和5年度・第2弾】宮城県運送事業者原油高騰緊急支援補助金 申請の手引き（令和5年12月版）」は、令和5年12月25日から令和6年1月25日（消印有効）までに申請された本補助金事業に適用されます。**
- 2. 定められた期日までに補助金申請書等の提出がないと、補助金は受け取れません。**
補助金交付規程に定めた書類等を補助金事務局に提出し、審査基準を満たさなければ補助金は受け取れません。
もし、提出した申請書類に不備があった場合は、定められた期日までに修正したものを事務局に提出しなければなりませんので、お早めに申請するようにお願いします。また、提出書類に疑義がある場合は追加書類の提出を求められることがあります。
- 3. その他**
申請者は、本手引き、補助金交付規程等に記載のない細部については、補助金事務局からの指示に従うものとします。

本補助金事業は、補助金適正化法に基づき実施されます。

- 本補助金事業は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（補助金適正化法）」に基づき実施されます。補助金の不正受給が行われた場合には、補助金交付決定の取消・返還命令、不正の内容の公表等や、5年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金に処せられることがあります。

補助金の概要

【趣旨】

燃料費高騰により、厳しい経営状況に置かれている県内貨物運送事業者を支援することにより、県内物流機能を維持するため、県内に事業所を有する中小規模貨物運送事業者に対し、貨物車両の保有台数に応じて燃料費を助成するものです。

【補助対象事業者】

県内に事業所を有する一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は貨物軽自動車運送事業を営む事業者であって、運輸業を主たる事業とする中小企業者（みなし大企業を除く）。

※旅客自動車運送事業者（集合バス、タクシーなど）は対象外となります。

（運輸業を主たる事業とする中小企業者）

資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

（みなし大企業）

- ① 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- ② 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有している中小企業者
- ③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占める中小企業者
- ④ 発行済株式の総数又は出資価格の総額を①～③に該当する中小企業者が所有している中小企業者
- ⑤ ①～③に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者

【補助対象車両】

以下の全てを満たす車両。

ただし、電気を動力源とするもので内燃機関を有しないもの及び二輪自動車、被牽引自動車を除く。

- ① 補助対象事業者が、**令和5年7月1日から令和5年9月30日まで**の間、運送事業のために使用していること。
- ② 宮城運輸支局又は軽自動車検査協会宮城主管事務所から交付された自動車登録番号標（ナンバープレート）を表示した車両であること。
- ③ 車検証記載の用途が「貨物」または「特種」であるもの。
- ④ 事業用であるもの。

【補助単価】 ※貨物運送事業許可申請に係る区分

- 小型・軽以外（普通・牽引） 一台につき、30,000円
- 小型 一台につき、20,000円
- 軽 一台につき、10,000円

補助金の概要

【スケジュール】

募集期間 令和5年12月25日(月)～令和6年1月25日(木) まで
※期間中の消印有効

補助金交付 交付申請書送付から1～2か月後

【申請書類】

① 交付申請書 **様式①の1から①の4**

② 補助対象車両申請書 **様式②**

③ 全ての申請車両の自動車検査証

※自動車検査証が「電子車検証」の場合は、「**自動車検査証記録事項**」を提出願います。

④ 種別ごとの台数が記載されている届出書類 **様式③の1**

事業用自動車の種別ごと台数が記載されている一般貨物自動車運送事業経営許可、特定貨物自動車運送事業許可または貨物軽自動車運送事業経営届けに係る申請、届出書類の写し（台数を変更した場合にあっては、変更届出書類の写し）

⑤ 法人にあっては、法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の原本、個人にあっては、本人確認書類の写し（住所記載のあるもの）【運転免許証（両面）・マイナンバーカード（オモテ面）・住民票の写し・各種健康保険証のコピー等のいずれか1点】

⑤'（⑤で資本金又は出資金が3億円以上の場合）常時使用従業員の数がわかるもの（税務申告書（法人事業概況説明書）等）

⑥ 複数の事業を行っている事業者にあつては、それぞれの事業の売上額がわかるもの（税務申告書（法人事業概況説明書）等）

⑦ 県税に未納がないことについての証明書（原本、3ヶ月以内に発行のもの）

⑧ 提出書類 確認票 **様式③の2**

◆ただし、令和5年度第1弾の交付を受けている方は、上記④～⑦の一部の書類を省略して申請できます。

第1弾募集期間 令和5年8月21日～10月19日（交付終了）

交付の流れ

補助事業の基本的な流れ（事業開始から終了まで）



よくある質問

Q1.対象となる車両はどういったものですか？

下記の4点を全て満たしている車両のみが対象となります。

- ① 事業者様が令和5年7月1日～令和5年9月30日までの間、運送事業のために使用していること
- ② 宮城県運輸支局または軽自動車検査協会宮城主幹事務局から交付された自動車登録番号標（宮城ナンバー又は仙台ナンバーのナンバープレート）を表示した車両であること
- ③ 用途が「貨物」または「特種」であること
- ④ 事業用であること

ただし電気を動力源とし内燃機関を有しないものや、二輪自動車、被牽引自動車は対象外です。（たとえばEVは対象外ですが、FCV・HEV・PHEV・天然ガスは対象となります。）

Q2.申請車両の種別はどのように判別すればよいですか？

車両種別は、車検証に記載の種別となります。車両のサイズや運転免許の種類ではありません。

Q3.荷物の積み込みに使用するフォークリフトも対象となりますか？

運送業の経営許可を取得又は届出をしている車両等の基準を満たしている必要があります。

Q4.霊きゆう車は対象となりますか？

本事業では対象となりません。

Q5.宮城県以外の県に営業所があっても対象となりますか？

宮城県内の事業所のみが対象です。

Q6.本社の所在地は宮城県以外ですが対象となりますか？

本社が宮城県外でも県内の事業所について運送業の経営許可を取得又は届出をしていれば対象となります。

本社の代表者、本社の住所で申請してください。

Q7.申請に費用はかかりますか？

申請に必要な書類の取得に費用がかかる場合がありますが、本申請自体には費用はかかりません。

Q8.当補助金は受け取ると課税対象になりますか？

課税対象となります。詳細については自社経理担当者様、または税務署へご確認ください。

よくある質問

Q9.対象期間中、月の半分休業していた（車を修理に出していた）が、その月の分も満額支給されますか？（何日間営業していたら1ヶ月営業していたと見なされますか？）

令和5年7月1日～令和5年9月30日までの間に運送事業のために使用していた車両であれば、期間内に休業していた時期があっても申請可能です。

Q10.対象期間中に車を売却（盗難、廃車など）しました。車を保有していた期間分も申請できますか？

令和5年7月1日～令和5年9月30日までの間に運送事業のために使用していた車両であれば、期間の途中で売却（盗難、廃車など）していても申請可能です。当該期間に所有していたことを証明できる書類（登録事項等証明書、登録識別情報等通知書、自動車検査証返納証明書、検査記録事項等証明書）を提出してください。

Q11.法人として経営している運送業とは別に、個人でも経営している。個別に2つ申請できますか？

法人と個人で個別に運送業の経営許可を取得又は届け出をしており、対象車両が重複していなければ申請可能です。

Q12. 2名以上の個人が1台の車をシェアして運営しています。それぞれの個人ごとに申請できますか？

できません。運送業の許可を取得又は届出をして、該当車両についてナンバープレートの交付を受けている事業者に対して補助金を交付します。

Q13.申請した台数に抜けがあった。別途申請できますか？

まずは事務局にご連絡ください。様式①（交付申請書）を再提出することで申請できます。様式①に追加分を含めた台数・金額を記入し、追加分の車検証を添付して再提出してください。

Q14.メールやファックスで申請することはできますか？

できません。申請は郵送のみ受け付けています。

※事務局では受付窓口を設けておりませんので、ご持参頂くことはお控えください。

Q15.自家用のトラックを所有して事業を行っているが、申請できますか？

貨物自動車運送業者に対する支援となります。トラックでも自家用（白ナンバー）は対象外です。

よくある質問（第2弾として）

Q16.第1弾との違いは何ですか？

補助対象に変更はありませんが、対象期間・補助単価に変更があります。
詳細につきましては、ホームページをご確認ください。

Q17.第1弾で申請していない・不交付だったが、第2弾に申請できますか？

今回の申請条件を満たしていれば新規申請者と同じ審査書類をご提出いただくことで申請可能です。
申請方法の詳細につきましては、ホームページをご確認ください。

Q18.第3弾はありますか？

令和5年度の事業としては、第2弾で終了いたします。第3弾は今のところ予定しておりません。

よくある質問（第1弾で交付を受けた方向け）

Q19.第1弾の後、車両台数が増えました。必要な書類は何ですか？

台数・交付補助額を訂正された様式①、様式②と全ての申請車両の車検証をご提出ください。

Q20.第1弾は私が申請者だったので、私宛てに第2弾の通知を受け取りましたが、現在は妻の名義で事業を行っていますが、修正申請できますか？

新規の申請として受付いたします。新規申請と同様の書類をご提出ください。

第1弾の交付を受けた方には、「第2弾のご案内（申請書類在中）」を郵送いたします。（12月下旬発送予定）

第1弾と申請内容に変更がある場合は、変更内容に応じた書類の提出が必要となりますので、「第2弾のご案内」に同封の「提出書類確認票（様式③）」を必ずご確認ください、記載漏れ・添付漏れのないよう書類を整備の上、ご提出願います。

お問合せ

宮城県運送事業者原油高騰緊急支援補助金事務局

電話番号：022-302-7620（平日9：30～17：30 年末年始12/30～1/3は休業）